

# 「だれもが遊べる児童遊具広場」

## 整備ガイドライン

令和 3 年 4 月

東京都建設局公園緑地部公園建設課

# はじめに

## ■「だれもが遊べる児童遊具広場」とは

「だれもが遊べる児童遊具広場」とは、障がいの有無や国籍などに関わらず、あらゆるこどもたちが一緒に遊べる遊具広場です。互いの違いを理解しあい、支え合いながら遊ぶインクルーシブ※な遊び場です。

※インクルーシブ：包含性。すべてを含むという意味があります。

## ■こどもの遊びと遊び場の重要性

こどもは、遊びを通して、身体的、精神的、情緒的、社会的な、様々な能力を成長させ、向上させています。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省」には、こどもの遊びの重要性について、

『子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。このように、遊びは、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。』

と記載されています。さらに、遊具については、

『遊具は、冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。子どもが冒険や挑戦のできる遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものである。』

と書かれています。

こうしたこどもの遊びや、遊び場の重要性は、健常なこどもたちだけでなく、障がいの有無を問わず、あらゆるこどもたちにとっても同様です。

そのような中で、公園は安心して戸外で遊ぶことができ、さらに、遊びを楽しくさせる遊具等も備えている場所です。また、自分だけではなくみんなも一緒に遊んでいるなど、幼児から児童に至るあらゆるこどもたちにとって格好の遊び場となる重要な空間です。

# 本ガイドラインについて

## ■ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「だれもが遊べる児童遊具広場」を、今後都内に拡充していくことを目的として作成したものである。

なお、本ガイドラインでは、これまでの都市公園等に整備されたこどものための遊び場を総称して児童遊具広場と呼ぶ。

## ■ガイドライン作成の背景

これまでも、こどものための遊び場は、従来の「児童公園」をはじめ、多くの都市公園等において整備されてきた。そして、時代の潮流にあわせ、バリアフリーやユニバーサルデザインによる遊び場づくりを進めてきた。しかし、様々な人が違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するためには、新たな発想や試みによる遊び場づくりが必要とされている。

## ■ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、主として都内の都市公園等に整備する、児童遊具広場や遊具を対象としている。また、児童とは、おおむね3歳から12歳までのこどもを念頭に、その保護者や兄弟など幅広い層の利用にも配慮する。

## ■ガイドラインの性格

本ガイドラインは、厳格な基準等を定めたものではない。整備の方向性や考えかた、配慮すべき点などを、多様な事例などを通じて紹介したものであり、それぞれの児童遊具広場に合わせて活用できるよう配慮した。しかし、前例も少ないことから、今後も事例収集等を行い改訂していくことが必要である。

## ■ガイドラインを活用する人

本ガイドラインは、行政の公園緑地担当者、公園・遊具等の計画・設計者、施工・製造者、多様な利用者の方々に向けて作成している。

目 次

はじめに

本ガイドラインについて

I 現状と課題

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 現状 .....        | 1 |
| 2 整備に向けての課題 ..... | 5 |

II 整備

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 「だれもが遊べる児童遊具広場」の定義 ..... | 7  |
| 2 整備のいろいろなケース .....        | 9  |
| 3 整備の基本的考え方 .....          | 11 |
| 4 計画の手順 .....              | 15 |
| 5 色彩計画 .....               | 28 |
| 6 チェックリスト .....            | 30 |

III 遊具・施設

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1 遊具・施設整備の基本的考え方 ..... | 33        |
| 2 主な遊具 .....           | 35 (右頁参照) |
| 3 主な施設 .....           | 66 (右頁参照) |

IV 周辺施設

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1 周辺施設整備の基本的考え方 ..... | 81        |
| 2 主な周辺施設 .....        | 82 (右頁参照) |

V 管理

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 管理の基本的考え方 ..... | 91  |
| 2 維持管理 .....      | 92  |
| 3 安全管理 .....      | 92  |
| 4 運営管理 .....      | 93  |
| 5 情報の発信 .....     | 95  |
| 6 継続的な改善 .....    | 100 |

VI 参考資料

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 目次 .....                    | 103 |
| 1 先進事例・参考事例（整備事例） .....     | 104 |
| 2 先進事例・参考事例（整備後の取組事例） ..... | 202 |
| 3 関係団体等のヒアリング結果概要 .....     | 225 |
| 4 用語 .....                  | 227 |
| 5 関係団体等 .....               | 229 |
| 6 関係法令・基準等 .....            | 230 |

## 遊具・施設の掲載頁

### Ⅲ-2 主な遊具

|      | 主な遊具名       | 頁  |
|------|-------------|----|
| (1)  | 複合遊具        | 37 |
| (2)  | 滑り台         | 41 |
| (3)  | ブランコ        | 44 |
| (4)  | 揺動遊具        | 46 |
| (5)  | 回転遊具        | 48 |
| (6)  | クッション系遊具    | 49 |
| (7)  | 音を楽しむ遊具     | 50 |
| (8)  | 砂場          | 52 |
| (9)  | パネル遊具       | 54 |
| (10) | 懸垂系遊具       | 56 |
| (11) | 登はん・バランス系遊具 | 57 |
| (12) | ネット系遊具      | 57 |
| (13) | ロープ遊具       | 58 |
| (14) | 居心地の良い遊具    | 59 |
| (15) | 水遊び場        | 60 |
| (16) | 自然遊び場       | 62 |
| (17) | 路上絵         | 63 |
| (18) | 舗装材         | 64 |

### Ⅳ-2 主な周辺施設

|     | 主な周辺施設名   | 頁  |
|-----|-----------|----|
| (1) | 利用する公園出入口 | 83 |
| (2) | 利用する駐車場   | 84 |
| (3) | 利用する案内・表示 | 85 |
| (4) | 利用する園路    | 86 |
| (5) | 利用するトイレ   | 87 |
| (6) | 利用する休憩所   | 89 |
| (7) | 最寄りの管理事務所 | 89 |
| (8) | 自転車置場     | 90 |

### Ⅲ-3 主な施設

|      | 主な施設名   | 頁  |
|------|---------|----|
| (1)  | 広場出入口   | 67 |
| (2)  | 外周の囲い   | 68 |
| (3)  | 広場案内・表示 | 70 |
| (4)  | 広場内園路   | 72 |
| (5)  | ベビーカー置場 | 74 |
| (6)  | 休憩所     | 74 |
| (7)  | 水飲み・手洗場 | 76 |
| (8)  | 野外卓・ベンチ | 77 |
| (9)  | 照明      | 79 |
| (10) | その他の施設  | 80 |